官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（総務一八）　二
〔告　示〕
○災害対策基本法施行令の規定に基づき令和六年に発生した災害に係る同令第四十三条第一項の地方公共団体を定める件（総務九一）　二
○令和六年発生災害に係る小災害債の対象となる地方公共団体について指定する件（同九二）　二
○令和六年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額（厚生労働六八）　三
○肥料を登録した件（農林水産四八三）　三
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業三一）　四
○特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件（国土交通二〇七）　五
○土地区画整理事業の事業計画変更を認可した件（同二〇八）　五
○高速自動車国道に関する件（同二〇九）　五
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛六六～七一）　六
○道路に関する件（関東地方整備局一三一、一三二）　六
○都市計画に関する件（九州地方整備局四〇、四一）　七
○道路に関する件（同四二、四三）　七
○都市計画に関する件（沖縄総合事務局一五）　七
〔国会事項〕
内閣
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕　三
〔皇室事項〕　四
〔官庁報告〕　五
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　八
貸金業法第四十一条の二十七第一項の規定による株式会社シー・アイ・シーからの届出に関する公示（同）　八
貸金業法第四十一条の二十七第一項の規定による株式会社日本信用情報機構からの届出に関する公示（同）　八
指定保安検査機関の指定に関する公示（中部近畿産業保安監督部）　九
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなった外国法人、所得税法第二一四条の規定に該当しなくなった非居住者、都市計画道路事業関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　三〇
会社その他

省　令

○総務省令第十八号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百七十六条の二の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十六日

総務大臣　村上誠一郎

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第三項第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に、「次号及び第三号」を「以下この号から第三号まで」に改める。

様式第一から様式第二の二まで及び様式第五から様式第十二の四までの規定並びに様式第十五の三中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

様式第十八注23中「第２条第15号」を「第２条第16項」に改める。

様式第三十三から様式第三十七までの規定、様式第三十八の四、様式第三十八の五、様式第三十八の八、様式第三十八の九、様式第三十八の十二から様式第三十八の十六までの規定、様式第三十八の十七注２及び様式第三十八の十八から様式第三十八の二十までの規定中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第二条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

様式第三第二表注11中「第２条第15号」を「第２条第16項」に改める。

様式第二十三の十五注４及び様式第二十三の十六第二表注５中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

様式第二十五注１及び注３中「第16条」を「第15条（第２項を除く。）」に改める。

（電気通信番号規則の一部改正）

第三条　電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

様式第１中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

告　示

国会事項

衆議院

質問書提出

三月二十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

屋外広告物規制と表現の自由に関する質問主意書（八幡愛提出）

議事日程

三月二十五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十号

令和七年三月二十五日（火曜日）

午後一時開議

一　情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

参議院

議案付託

三月二十四日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

半島振興法の一部を改正する法律案（衆第一六号）　国土交通委員会に付託

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一五号）　災害対策特別委員会に付託

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第九号）

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第一〇号）　政治改革に関する特別委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

土地改良法等の一部を改正する法律案（閣法第二二号）　農林水産委員会に付託

質問主意書提出

三月二十四日議員から次の質問主意書が提出された。

フジ・メディア・ホールディングスの外資比率と総務省の対応の適切性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第六八号）

千葉県知事選挙の候補者であった立花孝志氏に対する傷害事件発生時の警察の現場対応の妥当性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第六九号）

質問主意書転送

三月二十四日次の質問主意書を内閣に転送した。

学校における動物の飼育に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第五九号）

しいたけ原木等の生産資材の導入支援に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第六〇号）

子ども・子育て支援金率の上限の妥当性等に関する質問主意書（浜田聡提出）（第六一号）

政府の長期的な財政状況を評価する上で重要な指標の一つである生涯純受益額の推計に関する質問主意書（浜田聡提出）（第六二号）

令和六年財政検証の諸前提が実態と乖離している可能性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第六三号）

いわゆる低価値・無価値な医薬品の保険適用除外に向けた制度改革に関する質問主意書（浜田聡提出）（第六四号）

公的医療保険におけるいわゆる低価値・無価値医療を特定する仕組みの有無等に関する質問主意書（浜田聡提出）（第六五号）

情報流通プラットフォーム対処法における表現の自由の侵害リスクに関する質問主意書（浜田聡提出）（第六六号）

人事異動

内閣

判事兼簡易裁判所判事に任命する（三月二十二日）　村松　教隆

（防衛省海上幕僚監部指揮通信情報部情報課付）１等海佐　髙橋　裕昌

兼官を免ずる（三月二十三日）

（防衛省海上幕僚監部指揮通信情報部情報課）１等海佐　山下　健一

内閣事務官に兼ねて任命する

内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）を命ずる

（防衛省統合幕僚監部首席指揮通信システム官付）１等陸佐　篠田英一郎

内閣事務官に兼ねて任命する

内閣官房内閣参事官（内閣サイバーセキュリティセンター）を命ずる

内閣官房副長官補付に併任する

国家安全保障局に併任する

（防衛省海上幕僚監部指揮通信情報部情報課）１等海佐　松田　光央

兼官を免ずる（以上三月二十四日）

叙位・叙勲

○叙位

（自然科学研究機構分子科学研究所名誉教授）
北川　禎三

従四位に叙する
能島　正美

従五位に叙する
富田善五郎　堀江　秀男

正六位に叙する（各通）
内山　秀三　金丸　直道
久野　幸三　小林　順
澤田　秀俊　高本　文利
成田　清　沼崎　嘉雄
前田　利明　松本　信也
山口　裕俊　山田　澄男

従六位に叙する（各通）
今村　史　高木　雅治
西村　寛幸　萩原　一男

正七位に叙する（各通）
加納　文人　田村　邦夫

従七位に叙する（各通）（以上二月十三日）
岡崎　齊　三輪　昌夫

従五位に叙する（各通）
内田　高司　大城　忠泰
倉爪　末盛　志佐　惲彦
津田　勉　遠間　保
増田　順一　村上　紀夫
森山　行夫

正六位に叙する（各通）
池上　康位　石上　郁
奥山　宏　小澤　昭司
田中　清　南坂　薫
松田千次郎　山下　榮一
和田　仁

従六位に叙する（各通）
（警視庁警部補）
柳　榮司
正七位に叙する（各通）
山脇　彰一
森山　行夫

従七位に叙する（以上二月十四日）
瀬在　幸安
従三位に叙する
丸山慶一郎　吉岡　賢治
正五位に叙する（各通）
吉冨　清光
犬塚　貴
反町　光夫
松尾　藤利
山本　敬之
大野　靖
高田　敬
土井　修二
守本　達雄
田中　文男
吉田　勤
堂脇　輝男
九澤　忠史
貞森　裕
永留　福督
前川　剛
室伏　徹
鈴木　昭夫
古屋　和徳
青山　弘直　伊藤　岩男
井野口貞治　大月　勝
栗田　啓二　竹山　康二
鳴瀬　高志　三國　満裕
武藤　勉　目黒　健二

（長野県警部補）
児嶋　和美
鈴木　隆義
窪田　正和
末永　勝吉
丸次　禮治
藤村　克利
安西　晟
石川　明
鈴木　幸弘
仲田　新治
西小野　勉
小野　誠
須藤　順
澤田　重則
宮田　欣三
亀井　次男
吉野　一成
吉田　稔
佐藤　宰
三上　典昭
池田祐一郎
竹之内昭弘
矢野　敏男
井上　茂男
久保田喜平
舘野　寛
宮田　國彦
山口　武治
宇佐美栄一
辻村　次夫
奥石　仁
堀　松雄
竹居田新次
驚澤　仁
北川　禎三
富田善五郎
横田　洋子
高本　文利
原　幸市
大城　忠泰
高田　敬
森　正教
和田　仁
南坂　薫
山脇　彰一
丸山慶一郎　吉冨　清光
石野　良隆
武政　司郎
森戸乙三郎
本間　強
森　一正
空閑　昭憲
宮崎　吉裕
杉村　直樹
中野　由雄
小林　英機
竹下　和孝
北村　悳
嶋貫　栄助
福田　悟
内山　秀三
山口　裕俊
三浦　幸保
井手窪　理
栗田　啓二
舘野　寛
石川　明
田中　宣
須藤　順
中村　巖
岡島　幸司
樋口　弘文
佐藤　宰
小野　誠
西小野　勉
加本　和慶
吉田　稔
末永　勝吉
三國　満裕
太田　嘉彦
寺原　功
佐々木　功
土屋　勝司
鈴木　昭夫
武藤　勉
多田　高志
藤村　克利
鈴木　幸弘

○叙勲

正七位に叙する（以上二月二十三日）
竹下　和孝　宮崎　吉裕
旭日単光章を授ける（各通）（二月十三日）
北村　悳　杉村　直樹
旭日単光章を授ける（各通）（二月十四日）
小林　英機　中野　由雄
旭日単光章を授ける（各通）（二月十六日）
齋藤　輝治　辻村　次夫
旭日単光章を授ける（各通）（二月十七日）
奥石　仁
旭日双光章を授ける
堀　松雄
旭日単光章を授ける（以上二月十八日）
嶋貫　栄助　竹居田新次
福田　悟　驚澤　仁

（自然科学研究機構分子科学研究所名誉教授）
北川　禎三
瑞宝中綬章を授ける
今村　史　内山　秀三
松本　信也　山口　裕俊
瑞宝双光章を授ける（各通）
加納　文人　貞木　清　高本　文利
堂脇　輝男　永留　福督　原　幸市
室伏　徹
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十三日）
池上　康位　内田　高司　大城　忠泰
大野　靖　奥山　宏　高田　敬
土井　修二　松田千次郎　森　正教
森山　行夫　和田　仁
瑞宝双光章を授ける（各通）
南坂　薫
（警視庁警部補）
山脇　彰一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十四日）
丸山慶一郎　吉冨　清光
瑞宝小綬章を授ける（各通）
栗田　啓二　末永　勝吉　鈴木　昭夫
舘野　寛　三國　満裕　武藤　勉
瑞宝双光章を授ける（各通）
太田　嘉彦　多田　高志
寺原　功　藤村　克利
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十五日）
佐々木　功　鈴木　幸弘
石川　明
田中　宣　土屋　勝司
瑞宝双光章を授ける（各通）
（一等陸尉）
須藤　順　小野　誠
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十六日）
岡島　幸司　加本　和慶
樋口　弘文　吉田　稔
瑞宝双光章を授ける（各通）
佐藤　宰
瑞宝単光章を授ける（以上二月十七日）
池田祐一郎
瑞宝双光章を授ける（二月十八日）
本間　強　三浦　幸保
瑞宝単光章を授ける（各通）（二月二十日）
井手窪　理
瑞宝双光章を授ける（六年十月十三日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ギリシャの国祭日につき、三月二十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和七年三月二十六日

金融庁長官　井藤　英樹

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項

令和７年２月19日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(3)第31716号	株式会社レイズ

東京都知事 (1)第32008号	ウェルスガーディアン株式会社	
石川県知事 (1)第00956号	能登半島地震復興支援ファンド投資事業有限責任組合	

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
令和６年10月24日	東京都知事 (2)第31778号	株式会社エレガントバンク（株式会社エポルバンク）

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の二十七第一項の規定により、株式会社シー・アイ・シーより届出があったので、同法第四十一条の二十七第二項の規定により公示する。

令和七年三月二十六日

金融庁長官　井藤　英樹

貸金業法第四十一条の十四第一項第二号に掲げる事項の変更

法第41条の14第１項第２号の規定に係る事項の変更

株式会社シー・アイ・シー西日本営業部所在地の変更

営業所名	変更前	変更後	変更日（曜日）
西日本営業部	大阪府大阪市北区梅田３丁目４番５号毎日インテリジオ５階	大阪府大阪市北区梅田３丁目４番５号毎日新聞ビル４階	令和７年２月25日（火）

以上

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の二十七第一項の規定により、株式会社日本信用情報機構より届出があったので、同法第四十一条の二十七第二項の規定により公示する。

令和七年三月二十六日

金融庁長官　井藤　英樹

貸金業法第四十一条の十四第一項第二号に掲げる事項の変更

法第41条の14第１項第２号の規定に係る事項の変更

株式会社日本信用情報機構本社所在地の変更

営業所名	変更前	変更後	変更日（曜日）
本社	東京都台東区北上野一丁目10番14号　住友不動産上野ビル５号館	東京都港区芝公園２丁目４番１号	令和７年２月10日（月）

以上

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第１項第１号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第１項第１号の規定に基づき、公示する。

令和七年三月二十六日

中部近畿産業保安監督部長　正影　夏紀

令和７年１月１日	関東財務局長(12)第00770号	ＳＢＩ新生アセットファイナンス株式会社（ダイヤモンドアセットファイナンス株式会社）

令和７年２月19日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
愛媛県知事(10)第01772号	有限会社アイリス
熊本県知事(14)第00037号	有限会社香川不動産部
東京都知事(2)第31832号	株式会社anew
東京都知事(1)第31877号	ＩＢＪファイナンシャルアドバイザリー株式会社

一　名称　株式会社ユニ・ハンジュアリング

二　住所　大阪府吹田市南金田二丁目二十八番二十六号

三　指定地域　福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

四　指定の区分　液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項及び第四項から第七項までに規定する特定施設の保安検査　一般高圧ガス保安規則第八十条第四項において準用する同令第七十九条第二項及び第四項から第七項までに規定する特定施設の保安検査

五　指定年月日　令和七年三月十一日

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十六日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　占用を制限する区域　区域備考

桶川市大字三田谷字稲荷二八三九番１五から同市大字三田谷字王子四三四六番まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保するいとまができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和七年三月二十七日

(七)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

公　示

諸　事　項

所得税法第180条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月26日

品川税務署長　坂本　達哉

届出した者　ウィルヘルムセン・ボート・サービシズ・ジャパン・プライベイト・リミテッド

事務所等の名称　ウィルヘルムセン・ボート・サービシズ・ジャパン・プライベイト・リミテッド

事務所等の所在地　東京都品川区北品川４丁目７番35号御殿山トラストタワー

責任者の氏名　金田　善則

証明書の有効期限　令和９年２月４日

所得税法第214条の規定に該当しなくなった非居住者

所得税法（昭和40年法律第33号）第214条第２項による届出があったので、同法第214条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月26日

豊能税務署長　楠　知典

届出した者　松井　典子

事務所等の名称　松井　典子

事務所等の所在地　大阪府豊中市待兼山町15―16

責任者の氏名　松井　典子

証明書の有効期限　令和７年８月５日

都市計画道路事業公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、都市計画道路事業の施行について次のとおり公告する。

令和７年３月26日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

１　都市計画事業の種類及び名称　矢板都市計画道路事業３・３・５号宇都宮陸羽線

２　施行者の名称　国土交通大臣

３　事業所の所在地　栃木県宇都宮市平松町504（関東地方整備局宇都宮国道事務所）

４　事業地の所在

収用の部分　令和２年国土交通省告示第401号の事業地のうち栃木県矢板市針生梅ケ久保及び境峰地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産管財人変更

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０１２号
東京都杉並区成田東５丁目17番15―702号
清算株式会社　とだや本舗株式会社
代表清算人　戸田信之輔
1　決定年月日　令和７年３月14日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第４号
徳島市論田町新開66番地の96
清算株式会社　株式会社ケイエスエムコーポレーション
1　決定年月日　令和７年３月12日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

再生債権の特別調査期間

再生計画認可

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画不認可

小規模個人再生による再生計画取消

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は令和七年五月一日を効力発生日として合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.matsukiyococokara.com/ir/houteikoukoku_group/

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年三月二十六日

千葉県松戸市新松戸東九番地一

（甲）株式会社マツモトキヨシグループ

代表取締役　松本　清雄

東京都多摩市永山五丁目一一番地の七

（乙）有限会社ドミナント

代表取締役　戸塚　淳司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年三月二十六日

掲載頁　三頁

令和七年三月二十六日

東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア一五階

（甲）ＭＫホールディングス合同会社

代表社員　一般社団法人ＭＫ

職務執行者　池田　勉

東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア一五階

（乙）株式会社ＭＫエステート

代表取締役　足立　裕也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月十八日

掲載頁　一二七頁（号外第三十二号）

令和七年三月二十六日

東京都調布市多摩川三丁目三四番地四エクセル恒洋一〇一

（甲）株式会社トシエンジニアリング

代表取締役　達山　俊仁

三重県津市島崎町三一五番地一ルーチェハイツ

（乙）株式会社ルナピエナ

代表取締役　達山　俊仁

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年一月十日

掲載頁　一二五頁（号外第五号）

（乙、丙及び丁）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十二月二十五日

掲載頁　六十六頁（号外第三〇一号）

令和七年三月二十六日

東京都江戸川区西小岩一丁目七番六号

（甲）株式会社アージュホールディングス

代表取締役　佐藤　章代

東京都江戸川区西小岩一丁目一番二六号

（乙）株式会社アート

代表取締役　岩村　卓明

東京都江戸川区西小岩三丁目三四番一七号

（丙）株式会社ニューオークラ

代表取締役　糟谷惠美子

愛知県一宮市大和町馬引字焼野八八番地一

（丁）株式会社アグリ・コム

代表取締役　宮澤　隆

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.snowpeak.co.jp/

（乙）https://www.snowpeak.co.jp/

令和七年三月二十六日

新潟県三条市中野原四五六番地

（甲）株式会社スノーピーク

代表取締役　山井　太

福井市中央一丁目一四番九号

（乙）株式会社スノーピークサーキュレーションコア

代表取締役　中上　久範

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

なお、甲は令和七年五月一日付で商号を株式会社小寺電子製作所と変更する予定です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年十月十六日

掲載頁　七頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年十月十六日

掲載頁　七頁

令和七年三月二十六日

岐阜県岐阜市下奈良一丁目二八番二号

（甲）ＫＥホールディングス株式会社

代表取締役　小島　亘

岐阜県岐阜市下奈良一丁目二八番二号

（乙）株式会社小寺電子製作所

代表取締役　菅野　信也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は甲の芝草機械事業及び補用部品事業に関して有する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年六月二十八日

掲載頁　二一三頁（号外第一五七号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年三月二十六日

北海道千歳市上長都一〇六一番地二

（甲）株式会社ＩＨＩアグリテック

代表取締役　磯本　聡一

長野県東筑摩郡朝日村大字古見字柳久保二八六九番地五

（乙）株式会社ＩＡＴ朝日

代表取締役　長尾　浩二

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が行う金型製造事業及び射出成型事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月二十日

掲載頁　八十三頁（号外第三十四号）

令和七年三月二十六日

千葉県市川市塩浜二丁目一七番七号

（甲）富士特殊金型株式会社

代表取締役　布施　啓晃

東京都江戸川区東小岩一丁目二八番一四号

（乙）富士特殊金型株式会社

代表取締役　布施　義久

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月二十日であり、組織変更後の商号はエムティープランニング株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十六日

埼玉県東松山市石橋一五二九番地一

エムティープランニング合同会社

代表社員　牧瀬　芳一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十六日

埼玉県新座市西堀一丁目一〇番二四―二号

合同会社あずき

代表社員　大畑健太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十六日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆Ｅ

ＢＬＤ．六Ｆ　合同会社Ａ．Ｌ．Ｅ．

代表社員　金子　昭雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十六日

東京都港区西新橋一丁目一番一号日比谷フォートタワー一〇階

ｎｉｃｏｒｉｗａ合同会社

代表社員　山田　仁志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社龍雪不動産とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十六日

名古屋市昭和区御器所通三丁目一八番地

合同会社ＢｅａＫｉｎ

代表社員　金沢　龍晨

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年三月二十六日

東京都港区白金台五丁目一五番五号

株式会社ＢＴＬ

代表取締役　神農　貴大

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年十月十六日

掲載頁　七頁

令和七年三月二十六日

岐阜県岐阜市下奈良一丁目二八番二号

ＫＥホールディングス株式会社

代表取締役　小島　亘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年四月二十八日であり、株主総会の決議は、令和七年三月二十六日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年三月二十六日

熊本県玉名郡南関町関町一四三〇番地

有限会社フクハル百貨店

代表取締役　福田　恵介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月十七日

掲載頁　七十一頁（号外第五十三号）

令和七年三月二十六日

鹿児島市田上三丁目四番二五号

株式会社竜馬

代表取締役　松ノ下竜馬

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年四月三十日を効力発生日とする株式会社日野アヴァンス、株式会社日野システム、株式会社日野リゾート、株式会社オフィス日野との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月十八日

掲載頁　六十三頁（号外第五十四号）

令和七年三月二十六日

山形県酒田市上本町五番一二号

株式会社日野

代表取締役　阿部　護

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十六億一千五百四十四万二千九百四十円減少し、〇円とすることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年五月二日です。

この資本準備金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://goals.co.jp/company/public_notice

令和七年三月二十六日

東京都港区芝五丁目三番一号

株式会社Ｇｏａｌｓ

代表取締役　佐崎　傑

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年三月二十五日付で効力が発生した宮田建設工業株式会社との株式交換により資本準備金の額が増加しましたので、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月二十六日

掲載頁　一二四頁（号外第三十七号）

令和七年三月二十六日

島根県浜田市朝日町九一番地一三

宮田ホールディングス株式会社

代表取締役　宮田　智裕

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円、資本準備金の額を二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年三月二十六日

横浜市神奈川区大口通六〇番地二

やすだ商事有限会社

代表取締役　安田美智子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年三月二十六日

京都市中京区御幸町通竹屋町上る琵沙門町五五六番地の二

株式会社田中塗師勘

代表取締役　田中　佑紀

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年三月二十六日

大阪市西淀川区佃四丁目一四番三号

大阪亜鉛工業株式会社

代表取締役　林　昭宏

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年八月十九日

掲載頁　六十九頁（号外第一九三号）

令和七年三月二十六日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

はなさき特定目的会社

取締役　鄭　武壽

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44OU56S-00036

令和七年三月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ピーピーエフエー・ジャパン・スリー特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44OU56S-00037

令和七年三月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ピーピーエフエー・ファイブ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44OU56S-00040

令和七年三月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ピーピーエフエー・ジャパン・エイト特定目的会社

取締役　中村　武

訂正公告

令和六年十一月六日（号外第二六〇号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、「当社は、資本金の額を二億六千四百三十九万七百七十六円減少することにいたしました。」とあるは「当社は、資本金の額を一億六千四百三十九万七百七十六円減少することにいたしました。」の誤りにつき訂正します。

令和七年三月二十六日

東京都目黒区目黒一丁目六―一七

株式会社ペンマーク

代表取締役　横山　直明

訂正公告

令和六年十二月十八日掲載の左記会社に係る合併公告中、丙の住所「沖縄県糸満市西崎一丁目一三番六号三階」とあるは「沖縄県糸満市西崎一丁目一三番一六号三階」の誤りにつき訂正します。

なお、この合併に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十六日

沖縄県那覇市おもろまち三丁目七番九号

（甲）株式会社ラジカル沖縄

代表取締役　屋宜　宣光

沖縄県那覇市壺川二丁目一三番四一号上原ビル一〇三号

（乙）株式会社ＡＤ．ベンチャー

代表取締役　屋宜　宣光

沖縄県糸満市西崎一丁目一三番一六号三階

（丙）株式会社リンク

代表取締役　屋宜　宣光

正　誤

令和七年二月十七日（号外第三十一号）公布法務省令第四号（出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一三ページ別記第三十号様式所属機関等作成用４　Ｖ（「特定技能（１号）」・「特定技能（２号）」）４⑷中「在留期間更新」は「在留資格変更」の誤り。

同４中⑴から⑷までを「１　１つ繰り上げ、「４　１号特定技能外国人支援計画（申請人が「特定技能１号」での在留を希望する場合に記入）」の次に次を加える。

⑴在留資格変更申請前に，特定技能雇用契約の内容，本邦において行うことができる活動の内容，上陸及び在留のための条件その他の本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無

有・無

⑵上記⑴について，対面により，又はテレビ電話装置その他の方法により行うこととしていることの有無

有・無

ページ	段	行	誤	正
四	上	終りから一七	第四十条の四第一項	第二十七条の二第一項、第四十条の四第一項
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	八～七	改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し	その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものを、そのような標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し